

# ユニバーサルサービスの 料金の低廉性の確保 に関する検討課題

---

- 検討課題 2 - 1 固定電話について、引き続き特定電気通信役務としてプライスカップ制度の対象とするか
- 検討課題 2 - 2 基礎的電気通信役務の料金の低廉性をどう確保するか

令和6年5月27日  
事務局

## 検討課題 2 - 1 : 固定電話について、引き続き特定電気通信役務としてプライスカップ制度の対象とするか

- **メタル固定電話や公衆電話については、市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(※1)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(※2)として、料金の低廉化を図ることを目的として(※3) 2000年から上限価格方式(プライスカップ制度)が導入されているが、これらのサービスについて、以下の点を踏まえ、特定電気通信役務の対象から外すことについて、どう考えるか。他に考慮すべき点はあるか。**
  - ① メタル固定電話や公衆電話については、**需要の減少が大きく相対的に利用者利益への影響が低下していること**
  - ② 実際の利用者料金は、設定された**基準料金の水準を大きく下回る状況が相当期間継続していること**
  - ③ 固定電話のように、**需要の減少が見られるサービスを対象とした生産性向上見込率の算定は限界であり、現行の仕組み(対象及び計算方法)のままプライスカップ制度を維持することが困難になりつつあること**
  - ④ 2000年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、平成21年に専用役務を対象外とした以外に大きな見直しは行われていないため、環境変化を踏まえ、対象サービスについて制度の在り方も含めて**根本的な見直しを行う必要がある(※4)**とされていること
  - ⑤ **NTTからは、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール(LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等)は廃止すべきとの意見が示されていること**
  - ⑥ 他方、昨今の物価上昇局面に鑑みれば、国民生活に不可欠である電気通信分野に**利用者料金の上昇を抑制する仕組みは引き続き必要**と考えられること

(※1) 指定電気通信役務。ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。(※2) 特定電気通信役務。(※3) 対象サービスを提供する電気通信事業者は、料金水準が、総務大臣の設定する上限価格以下であれば、自由な料金設定が可能であり、料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから、自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆるインセンティブ規制方式の一つ。

(※4) 「上限価格方式の運用に関する研究会 報告書」(令和6年3月)

## 上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その**料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの**。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから**自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」**の一つ。

## 導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、**市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年(2000)10月から上限価格方式(プライスカップ制度)を導入。**(電気通信事業法第21条)

## プライスカップ制度の対象サービス(特定電気通信役務)

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)(電気通信事業法施行規則第19条の3)
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定(電気通信事業法施行規則第19条の4)

### 【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料

## プライスカップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の**実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定が可能**。
- ・**基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要**。(電気通信事業法第21条第2項)

## 検討課題 2 - 2 : 基礎的電気通信役務の料金の低廉性をどう確保するか

- 基礎的電気通信役務の提供に係る「適切性」及び「公平性」を確保するため、当該役務を提供する者には約款の届出義務(※1)が課されているが、**料金の水準については規制内容が明確ではない**。以下の点を踏まえ、約款の届出義務が課される者に対して**都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を認めないこと**について、どう考えるか。他に考慮すべき点はあるか。
  - ① ユニバーサルサービスについて、差別的な地域別料金を原則認めないことにより、**競争が働く地域、働かない地域で価格差が生じないようにすることを提案する意見**があること
  - ② 諸外国において、例えば、ブロードバンドの料金について**都市部と同等の料金を求める規律を採用する例**がある(※2)こと
 

(※1) ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、契約数が30万超の者が対象。また、特段の合意（いわゆる相対契約）がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能。（※2）米・加など